

松戸市監査委員告示第4号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和6年2月1日付け提出された「松戸市職員措置請求書（損害賠償金等に係る措置請求）」について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表します。

令和6年3月27日

松戸市監査委員	関		聡
同	三	好	徹
同	大	谷	茂 範
同	岩	瀬	麻 理

## 第1 請求人

氏 名 省 略

## 第2 請求の受理

令和6年2月1日に松戸市職員措置請求書が提出され、地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年2月15日付けでこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和6年3月1日に新たな証拠の提出があった。

法第242条第7項に基づき、請求人に対して、令和6年3月12日に陳述の機会を与えた。同日、請求人より陳述書の提出があった。

### 2 請求の要旨

松戸市職員措置請求書及び請求人の陳述等の内容から、請求の要旨を次のように解した。

（1）平成29年1月に松戸市立中学校1年生の女子生徒が自死し（以下「本件事件」という。）、いじめが疑われる旨の報道があった。

請求人が、松戸市情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づいて、松戸市消防長に対して、本件事件に係る公文書開示請求を合計3回行ったが、平成29年7月21日付けの一部開示決定処分（以下「本件処分1」という。）、平成30年1月19日付けの一部開示決定処分（以下「本件処分2」という。）いずれも「救急活動報告書」のみを請求対象公文書とし、開示請求の対象である119番通報に関する記録が含まれていなかった。

請求人は、本件処分2について、平成30年1月31日付け審査請求書により、文書の探索が不十分であること119番通

報に関する記録を本件条例の適用除外としたこと及び理由付記が十分でないこと等を理由に、請求対象文書をさらに特定することを求めて審査請求した。

本件審査請求についてなされた松戸市情報公開審査会（以下「本件審査会」という。）の平成30年10月10日の答申は、119番通報に関する記録に全く触れておらず、審査庁である松戸市消防長も平成30年11月6日付けの裁決（以下「本件裁決」という。）において119番通報に関する記録の開示不開示の判断をしないままであった。

松戸市消防長は、上記記録を廃棄し、3回目の平成30年10月18日付け公文書開示請求に対し、公文書の不存在を理由に、平成30年11月1日付け非開示決定処分をした（以下「非開示決定処分」という。）。

(2) 請求人は、松戸市消防長が本件処分1、本件処分2において、119番通報に関する記録が開示請求の対象であったにもかかわらず、これを開示せず、救急活動報告書のみについての一部開示決定をしたこと、本件処分2に対する審査請求についてされた本件審査会の答申及び審査庁である松戸市消防長が本件答申を受けてした本件裁決が判断を誤っていること、松戸市消防長が審査請求中に上記記録を廃棄し、公文書の不存在を理由として非開示決定処分をしたことの違法を主張して、松戸市に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めた。

第一審は請求人の請求をいずれも棄却したが、第二審は、第一審判決を変更して、松戸市に対する請求につき、2万円及びうち5千円に対する平成29年7月21日から、うち5千円に対する平成30年1月19日から、うち5千円に対する平成30年10月10日から、うち5千円に対する平成30年11月7日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で認容し、その余の請求を棄却する判決をした。その判断は、令和5年6月9日の最高裁決定により確定した。

松戸市は、令和5年6月28日に、損害賠償金及び遅延損害金として25,180円を支払った。

(3) 前訴の判決等からすれば、客観的に見て、本件処分1及び本件処分2を行った消防長、本件処分2に係る裁決を行った消防長、本件処分1及び本件処分2を決裁した救急課長に、故意又は重過失があり、求償権の発生を認めることは可能であるから、松戸市長は、求償権を行使しないことにより、松戸市の財産の管理を違法に怠っている。

上記怠る事実の相手方に故意又は少なくとも重大な過失があることは、本件事件に係る請求人による国家賠償請求訴訟及び住民訴訟での一連の判示や、他の自治体における判例からも認められるものである。

(4) 松戸市監査委員は、市長に対し、怠る事実の相手方にあたる消防長及び救急課長に対する求償権を行使し、本件審査会の不法行為に係る分を除いた19,002円及び令和5年6月28日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金もしくは利息並びに住民訴訟で松戸市の負担することになる弁護士費用を請求する措置を講じるよう勧告することを求める。

### 3 監査の対象事項

松戸市職員措置請求書及び請求人の陳述等の内容から判断して、次の事項を監査の対象とした。

(1) 市長が消防局長及び救急課長に対し求償権を有するか。

ア 消防局長及び救急課長の故意または重過失の有無について

なお、消防長とは消防組織法上、地方自治体が設置している消防組織の長を指し、本市では消防局長が消防長である。

### 4 監査の方法

松戸市消防局から関係書類の提出を求めるとともに、令和6年3月12日に関係課から事情聴取を行い、監査を実施した。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

本件監査請求について、次のとおり事実を確認した。

(1) 請求人は、本件条例に基づき、松戸市消防長に対し、本件事件に関する公文書開示請求を合計3回行ったところ、松戸市消防長が開示した公文書には、119番通報に関する記録が含まれていなかった。

そのため、請求人は、最初の2回の開示請求について、119番通報に関する記録が開示請求の対象であったにもかかわらず、これを開示せず、その余の文書について一部開示決定をし、かつ、上記記録が開示請求の対象とならない旨を判断し、理由付記に不備があったこと、2回目的一部開示決定に対する審査請求についてされた本件審査会の答申及び松戸市消防長の裁決が誤っていること、松戸市消防長が上記119番記録を廃棄し、3回目開示請求に対して文書の不存在を理由に非開示決定をしたことが、いずれも違法であると主張して、松戸市に対し国家賠償法第1条第1項に基づき50万円の損害賠償及び年5分の割合による遅延損害金を求める訴訟を提起した（千葉地方裁判所松戸支部令和3年（ワ）第320号）。

(2) 令和4年2月25日に言い渡された判決（以下「第一審判決」という。）では、請求人の請求はいずれも棄却とされた。

(3) 令和4年10月26日、控訴審（東京高等裁判所令和4年（ネ）第1501号）は、119番通報に関する記録のうち松戸市消防局に出場指令がされたものは、本件条例に基づく開示請求の対象である公文書であり、119番通報に関する記録は開示請求の対象にならないとした本件処分1及び2の理由付記も不十分であり、また、本件審査会のした本件答申及び松戸市消防長のした本件裁決は、職務上尽くすべき注意義務を果たすことなく漫然とされたものであったとして、国家賠償法第1条第1項の適用上違法であることを認め、市に対し本件処分1、本件処分2、本件答申及び本件裁決について、2万円の損害賠償とそれに対する遅延損

害金の支払いが命じる判決（以下「控訴審判決」という。）を言い渡した。一方、上記記録を廃棄したことにより不存在としてした非開示決定処分は、違法を認めなかった。

令和5年6月9日、最高裁判所は、市が提起した上告受理申立て及び請求人が提起した上告並びに上告受理申立てを不受理及び棄却する決定をし、控訴審判決が確定した。

(4) 令和5年6月28日、松戸市は、請求人に対して損害賠償金及び遅延損害金として25,180円を支払った。

## 2 監査委員の判断

本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

(理由)

監査の対象事項(1)アについて

請求人は、訴訟の判決等からすれば、客観的に見て、消防長及び救急課長には違法性の認識があったというべきであり、故意が認められ、たとえ故意が認められなくとも、その過失は重大な過失であり、松戸市長は、本件処分1及び2を行った消防長、本件処分2に係る裁決を行った消防長、本件処分1及び2を決裁した救急課長に対し求償権を行使するべきであると主張している。その主張の主な根拠は控訴審判決の判決書である。

国家賠償法第1条第2項には、国又は公共団体が公務員の違法な職務上の行為により損害賠償金等を支出した場合、当該公務員に故意又は重大な過失があったときは、その公務員に対して求償権を有すると規定されている。市長が求償権を行使しうる要件は、消防局長及び救急課長に故意又は重大な過失が認められることであるため、その有無について検討する。

故意とは、違法有害な結果を認識していたのにあえてその行為をすることと解される。また、重大な過失については、判例では「通常、人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見すごしたような、ほとんど

故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当」  
（最高裁判所昭和32年7月9日判決）とされている。

まず、本開示請求内容から119番通報に関する記録を特定できたか否かにつき、第一審判決では、最初の2回の開示請求の対象について、開示請求内容から119番通報を受理した際に作成する記録を含む趣旨であると、直ちに解釈できるものではないとし、松戸市消防長が、119番通報に関する記録を開示請求の対象文書と特定せずに本件処分1及び2をしたことは、職務上の法的義務に違反したものと認めることはできないとした。

一方、控訴審判決は、開示請求が松戸市消防長に対するものであることから、119番通報に関する記録を求めていることを当然に想定することができ、開示請求対象として特定されていたと認められるとした。

また、119番通報に関する記録が、本件条例の規定する市の実施機関が保有している文書に該当する否かにつき、第一審判決では、松戸市ほか5市消防指令事務協議会（以下、「本件協議会」という。）が設置している千葉北西部消防指令センター（以下、「本件指令センター」という。）と松戸市消防本部の業務は、各関係市個別の業務ではないとして、119番通報に関する記録の管理及び保有者は、本件指令センターのセンター長であり、松戸市消防長が保有している文書とはいえないとした。

一方、控訴審判決では、本件協議会は管理執行協議会であり独立の法人格を有するものでなく、事務所及び本件指令センターを松戸市消防局内に置き、会長が松戸市消防長であること等から、関係市、特に松戸市との一体性が明らかであるとして、松戸市消防長は、本件指令センターの文書を事実上支配しており、119番通報に関する記録のうち松戸市消防局に出場指令がされたものは、松戸市消防長が保有しているものと考えられると判示している。

次に、本件判決について、第一審判決では、119番通報に関する記録を保有しているのは、本件指令センター長であり、松戸

市消防長ではないから、本件条例の開示対象となる公文書ではないとし、本件審査会の答申に誤りはなく、松戸市消防長が、答申にしたがって本件裁決をしたことについても判断に誤りはないとしている。

一方、控訴審判決では、審査庁である松戸市消防長は、119番通報に関する記録も開示請求の対象であると判断し、開示の可否を判断すべきであったのに、職務上通常尽くすべき注意義務を果たすことなく漫然とこれを怠ったのであるから、本件裁決は、国家賠償法第1条第1項の適用上、違法であると判示した。

上記のとおり、119番通報に関する記録については、公文書開示請求書の記載内容から請求人が求める公文書を特定できたか否か、松戸市消防局長が保有する公文書といえるか否かという点について、第一審と控訴審で判断が分かれている。

裁判において判断が分かれる内容であることからして、消防局長及び救急課長が、結果として判断を誤ったとしても、本件処分1及び2を行った時点において、違法有害な結果を認識していたのにあえてその行為をした（故意）、又は、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如（重大な過失）があったと断定することは困難である。

また、本件審査会の答申にしたがって、消防局長が行った本件裁決についても第一審と控訴審で判断は分かれているところであるが、国家賠償法第1条第1項の適用上違法であると認定した控訴審判決の文言からも、違法有害な結果の認識又は著しい注意欠如の状態にあったことが分かる言及はなく、故意又は重大な過失を認定しているものとはいえない。

したがって、本件処分1及び2を行った消防局長、本件処分2に係る裁決を行った消防局長、本件処分1及び2を決裁した救急課長に、故意又は重大な過失があったものとは認められず、国家賠償法第1条第2項の要件に該当しないことから、市長に求償権

を行使する義務があるとはいえない。

また、弁護士費用については、求償権を行使する際に発生するものであるから、求償権を有しないので弁護士費用は生じない。

以上のことから、請求人の主張には理由がない。